

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のための臨時休業の延長及び登校日等の期日について

保護者の皆さまにおかれましては、日頃から本校教育活動に対するご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策につきまして、全国一斉の緊急事態宣言を受け、新富町公立小中学校でも4月20日（月）から5月6日（水）まで臨時休業にしたところであります。

学校教育活動の再開につきましては、国や県の動向を見ながら検討を重ねてきておりますが、県内の県立学校は5月10日までの臨時休業の延長を決定しており、これらの状況等を総合的に判断し、今後の対応を以下のとおり決定いたしました。ご確認をお願いいたします。

記

1 臨時休業の延長について

- 臨時休業を5月10日（日）まで延長します。

2 登校日について

- 5月8日（金）を登校日（通常登校）とします。

※ 給食がありますので、給食後に下校します。（下校予定時刻～12時50分）

給食着を持ち帰っているご家庭は、この日に持たせてください。

※ 朝の検温、健康状態のチェックをしていただき、「朝の健康チェックカード」に記入、押印の上、担任に提出してください。

※ 学校図書館の本を借りている児童生徒は、本を持ってきてください。返却後、新たに貸し出しを行います。

3 部活動・スポーツ少年団活動について

- 部活動・スポーツ少年団活動は5月10日（日）まではできません。5月11日（月）以降の活動については、5月8日（金）に改めてお知らせします。

4 その他

- 本日以降（5月10日までに）、さらに臨時休業の延長を判断せざるを得ない状況等が想定されます。今後の対応につきまして、随時の判断が予想されますことから、学校からの連絡が受けられる状況に努めてください。
- 5月11日（月）からの対応につきましては、5月8日（金）に文書や町のホームページでお知らせする予定です。ご確認をお願いいたします。